Earth Negotiations Bulletin
The International Institute for
Sustainable Development
http://enb.iisd.org/climate/sb46/enb/

Institute for Global
Environmental Strategies
http://www.iges.or.jp

(一財)地球産業文化研究所
Global Industrial and Social
Progress Research Institute
http://www.gispri.or.jp

Vol.12 No.902
2026 年 11 月 10 日

アンタルヤ気候変動会議

11月 9日月曜日

締約国会議及び補助機関は、事前協議を経て、議題書を採択、協議開始の準備を整えた。国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の締約国会議(COP)は、長期資金問題での実質的な議論を開始した。

閉会ステートメント

第30回COP(COP30)議長のAndré Corrêa do Lagoは、COP31の開会を宣言、COP 30の成果はパリ協定の実施における意見の一致を実証していると述べ、再構成された行動アジェンダは実施メカニズムの役割を有すると強調、排出量の増加は最も豊かな人々の責任だとし、気候弱者の保護を求めた。

Corrêa do Lago議長は、化石燃料離脱への移行、及び森林伐採及び森林劣化の中止及び回復に関するCOP 30議長職のロードマップ、並びに、L3Tへのバクー・ベレンのロードマップ実施状況報告書への注目を求めた。同議長は、文書は実施本位のインプットであり、「2段階の多国間主義」への変転を象徴するものだと述べた。

COP 31議長のMurat Kurumは、COP 31は議論を重ね、信頼を構築し、約束と人々の生活とのギャップを埋め、このCOPを実施のCOPにする機会であると強調、集団での助け合いというトルコの伝統文化「İmece」が必要だと強調し、各国に対し、気候行動の希望と負担の分かち合いを求めた。同議長は、締約国に対し、プロジェクトを資金及び必要な能力と結びつけ、資源を動員し、必要とするものに提供し、最も脆弱な諸国を気候行動の核心に据えるよう促した。

COP 31の交渉担当議長であるChris Bowenは、COP 31は（気候変動の）影響結果の瞬間に開催されているとし、気候変動は何十億人もの人々にとり、生きた現実であると強調した。同議長は、既に起きている気候変動に対応するには、ツールが必要だと指摘、（解決策の）展開を早めるよう求め、気候資金の規模拡大が必要であり、資金へのアクセスを高める必要があると強調した。さらに、同議長は、世界の電化率の加速的な増加を求め、世界のエネルギー消費量に占める電化率を2035年までに35%まで増加するという行動アジェンダの目標に焦点を当てた。

Bowen議長は、各国の国情を尊重しつつ、この世界的な瞬間に対応するため、議長職の発案で、締約国主導のCOP 31決定書を作成するという計画を提示、この決定書は、交渉の重複でもなければ、長文の政治宣言でもないと述べた。

同議長は、この決定書の作成プロセスに関し、議長職が、各国代表団の長及び閣僚らに対し、この決定書に盛り込むべき問題について意見発表を求め、11月13日金曜日に、ハイレベルなサマリーを提供する、その後、11月14日土曜日までに、書面でのインプット提出を求めるというプロセスであると、説明した。

UNFCCC事務局長のSimon Stiellは、今回のCOPでは、交渉と行動アジェンダの議論を同時に進め、気候行動の進展を図るという、これまでとは異なる手法をとると発表、電化率及びメタンの排出量に関する解決策を「スーパーチャージ」して進める必要があると強調、この両方の分野での進展は、予想される地球温暖化を0.5℃減らせる可能性があると述べた。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)のJim Skea議長は、「気候の科学に支えられない気候行動は舵の無い船のようなものだ」と警告、IPCCが現在直面している運用上及び制度上の困難を認める一方で、パネルは対応可能なオプションを特定し、UNFCCCとの確立した関係を継続することで、そのマンデートの達成を図ると確言した。Skea議長は、現在第7次評価サイクルが進行中であるとし、締約国に対し、成功裡に成果を収めるため、支援及び参画の継続延長を求めた。

G-77/中国は、適応資金の3倍増目標の実現など、資金の量だけでなく、その質への対応が、最も期待される問題だと強調、公正な移行作業プログラムの運用開始が必要だとし、マルチな災害に対する早期警戒システムを支援する研究及び組織観測の必要性も強調した。

EUは、1.5℃オーバーシュートに対応し、クリーンな電化を支援し、メタンの排出量を削減し、既存のロードマップ及び行動アジェンダの進展を進めるための決定書を作成するという計画を歓迎した。さらに、全ての気候行動は、人権、特に先住民や女性及び女子の人権を、尊重し、保護し、守るものであるべきだと強調した。

環境十全性グループ(EIG)は、ネパールやスペイン、及びインドネシアでの最近の気候災害を悲嘆し、化石燃料依存のコストについて警告し、パリ協定の実施を進めるプロセスを求め、IPCCの役割の重要性を強調、パリ協定の実施を早めるには、資金フローをパリ協定の目的に合わせる必要があると強調した。

アンブレラ・グループは、気候行動に情報と提供するため、利用可能な最善の科学を提供するというIPCCの役割の重要性を強調、その予算を承認する必要があると強調した。さらに、同グループは、締約国に対し、野心的な国家決定貢献(NDCs)の実現、隔年透明性報

告書の1年以内の提出、緩和作業プログラム(MWP)における野心的な成果での合意、適応資金に関し実質的な審議を行うことを求めた。

有志開発途上国(LMDCs)は、適応資金3倍増に関する議題項目の却下を嘆き、オーバーシュートに対応するには、先進国がその歴史的な責任に応じて、緩和行動を強化する必要があり、さらに、グローバルサウスによる貧困撲滅及び気候行動に沿う開発の追求を可能にするための資金を提供する必要があると強調した。

内陸開発途上国は、財政面の制約を強調、気候資金は不十分でアクセスできないとし、氷河の決壊による洪水のリスクを考えると、適応資金の支援を受け、緊急に適応行動をとる必要があると強調、損失損害のサンチャゴネットワークにおける技術支援では、40件の要請のうち、5件しか実現していないとして、悲嘆した。

小島嶼国連合は、緩和約束の緊急な実施を求め、強大国の不行動は最も脆弱なものに対する不正義だとし、各国に対し、それぞれのNDCs実施を進め、第1回グローバルストックテイク(GST)での成果に沿う行動をとるよう求めた。同連合は、各国は軍事費に何兆ドルも費やしていると指摘、気候資金は気候行動実施に不可欠であると強調した。

後発開発途上国(LDCs)は、気候資金へのアクセス強化、適応資金の3倍増、適応世界目標(GGA)の進展、国家適応計画の実施に対する資金援助、公正な移行メカニズムの運用開始が必要であると強調した。

アラブグループは、決定書における、COP 30議長職のロードマップ及び行動アジェンダへの言及に反対し、政治化されない形でのパリ協定専用適応基金の創立を求め、ユニラテラルな貿易措置を終わらせるための国際的な約束を結ぶ決定書の作成を求めた。

ブラジル、南アフリカ、インド、中国(BASIC)、その他は、タスクフォースによるGGAの進展を促し、気候資金作業プログラムはパリ協定第9条1項（先進国の資金義務）の実施に焦点を当てるべきだと強調、MWPを2030年まで継続し、現在のマンデートの保持を支持した。

独立中南米カリビアン諸国連合(AILAC)は、アンデスの水系にストレスをかけ、干ばつや洪水を引き起こしているスーパーエルニーニョに注目、プロセスや議題の論争に多くの時間が割かれてきたと嘆き、プロセスを進め、誠実に交渉にあたり、科学を尊重するよう求めた。

熱帯雨林諸国連合(CfRN)は、利用可能な最善の科学でプロセスを指導し、強化された透明性枠組を遵守し、COP 30議長職の非森林化対策ロードマップに対し、資金を提供すれば、世界の非森林化を逆転させることは可能だと指摘した。

米州ボリバル同盟(ALBA)は、不行動のコストは加速的に増大しているが、先進国の約束は守られないままだと嘆き、適応資金の約束も実現できていないと指摘した。ALBAは、グローバルサウスの土地や資源に依存するオーバーシュート対策に懸念を表明した。

GRUPO SURは、リスク評価の偏向を排除し、国際的な資金への開発途上国のアクセスを可能にするよう述べ、さらに、農業に関する議論の継続が重要だと強調、畜産業での損失損害の評価を求めた。

アフリカングループは、2035年までに適応資金を3倍に増額するとの目標を計算する根拠となるベースラインの明確化を求め、公正な移行及び適切な資金供与が必要だと強調した。

IPCCは、タイムライン及び予算での決定遅れによる運用上の課題を強調し歌。地球気候観測システム（GLOBAL CLIMATE OBSERVING SYSTEM）は、重要な観測システムの一部の機能低下を報告、これによりモデル研究と予測の間にギャップが生じていると述べた。

UNESCIの政府間海洋委員会は、その旗艦となる報告書は気候行動に対し、利用可能な最善の海洋科学の情報を提供していると指摘した。地球観測衛星委員会（COMMITTEE ON EARTH OBSERVATION SATELLITES）は、地球観測データは、GGA指標59件のうち18件のモニタリングを支援していると強調した。

COLLABORATIVE PARTNERSHIP ON FORESTSは、森林のモニタリングと報告システム、予見可能な資金があれば、森林はリオ条約のシナジーの中心なれると指摘した。

世界気象機関は、多様な報告書が、地球の温室効果ガス濃度による前例のないほどの影響を示しているとし、早期警戒システムの必要性を強調した。世界気候観測プログラム（WORLD CLIMATE RESEARCH PROGRAMME）は、オーバーシュートを評価するための、新しい気候及び海水面のモデル研究を開発中であり、第2回GSTまでに策定予定であると発表した。

RESEARCH AND INDEPENDENT NGOsは、確固とした証拠に基づけば実施は成功するはずだと強調、第2回GST、ジェンダー行動計画、隔年透明性報告書などに言及した。

INDIGENOUS PEOPLES ORGANIZATIONSは、締約国に対し、先住民の権利を認めるべきことを想起した。TRADE UNION NGOsは、労働者に対する気候変動の影響に注目、 公正な移行メカニズムの設計では労働の権利を中心にするよう求めた。

WOMEN AND GENDERは、世界の軍事費の増加は「金はあること」を示していると述べ、資金を気候正義に振り向けるべきだと述べ、ベレンのジェンダー行動計画の全面的

な実施を求めた。YOUTHは、科学は交渉するものではないと強調し、交渉全体を通して、子供や若者の身体的精神的な福利を優先することが重要だと強調した。

BUSINESS AND INDUSTRY NGOsは、エネルギー部門の移行を可能にするものとして、クリーンな電化率目標を支持し、資金は信頼できる移行を進めるエンジンになると強調した。環境NGOsは、2026年8月のネパールでの洪水は、最悪の気候災害の一つだとし、ネパールは7年前から、早期警戒システムに対するGCFの資金供与を要請していたと報告した。

LOCAL GOVERNMENTS AND MUNICIPAL AUTHORITIESは、パリ協定の実施及び公正な移行枠組の実現に向け、各国政府と協力する用意があると強調した。

役員の選出： Murat Kurumは、拍手をもって、COP 31の議長に選出された。

COP 28 議長の Sultan Al Jaber は、開会を宣言し、「団結、行動、実現」が必要だと強調、損失損害基金への資金貢献を呼びかけ、気候資金の新しい集団数量目標(NCQG)の確実な実現を促した。

COP 29 議長の Mukhtar Babayev は、COP 29 は「逃してはならない瞬間（unmissable moment)」だとし、公平かつ野心的な NCQG を打ち出して、金融市場に強いメッセージを送ることを求めた。さらに、パリ協定第 6 条の炭素市場の運用開始は国家決定貢献(NDCs)の実施コスト削減に有用だと説明、次回の NDCs は第 1 回グローバルストックテイク(GST)の結果から情報を得るべきであり、これには、各国の状況や経路、アプローチを考慮する、公正で秩序ある形での化石燃料からの移行が含まれると指摘した。「COP 29 は緩和についても沈黙するわけにはいかない（COP 29 cannot and will not be silent on mitigation)」と述べた議長の Babayev は、行動議題書（Action Agenda）はエネルギーグリッド及び有機廃棄物からのメタン排出量での行動を求めていると指摘した。同議長はさらに、各締約国は 2024 年末までに第 1 回の隔年透明性報告書(BTRs)を提出し、2025 年までに国別適応計画を用意することが期待されていると想起した。

UNFCCC 事務局長の Simon Stiell は、「気候資金は慈善活動ではない（climate finance is not charity)」が、全ての締約国の国益であるとし、さらに次のように述べた：「世界の 3 分の 2 の国が排出量削減の費用を出せないなら、全ての国がその代償を払うことになる（If two thirds of the world’s nations cannot afford to cut emissions, every nation pays the price)」。同事務局長は、一回の COP で必要な全ての移行を実現できるわけではないと認めた上で、クリーン・エネルギー及び気候レジリエンスへのシフトを速やかに行う必要が

あると強調、適応の進捗状況の測定が重要であると指摘、BTRsは「手探りでの決定(making decisions in the dark)」の回避に役立つと強調した。

手順上の問題

手順規則：締約国は、手順規則書草案(FCCC/CP/1996/2)を、投票に関する規則42項を除き、適用することで合意した。議長は、今後の進め方に関し協議する予定。

議題書の採択： 締約国は、資金メカニズムの第7回レビューの審議を、COP 32まで延期することで合意した。条約の改定案、及び条約第4条2項(a–b)の適切性に関する第2回レビューは保留される。

COP 31議長のKurumは、議題項目の提案の一部は会合前の協議で理解されていたと報告、コモロ諸島に対し、持続可能な食事方法促進に関する議題項目を取り下げた柔軟性に感謝を表明した。

山岳地域及び気候変動のダイアログの制度化、及び、1.5℃及び山岳の生態系に関する問題に関し、Kurum議長は、山岳部と気候変動に関する議長職協議を招集すると述べた。同議長は、次を予定していると述べた：今後の研究ダイアログに含める；2027年及び2028年の補助機関会合で開催される一連のダイアログに注目し、それぞれCOP 32及び33に報告する；今COPでのリーダーズサミットでも取り上げる。同議長は、これらの活動は議長職協議の成果に予断を加えるものではないと強調した。

緑の気候基金(GCF)に必要な資金及び利用可能な資金の決定及び定期的レビューに関し、同議長は、この項目はGCFに関係する既存の議題項目において、議論されると発言、適応資金3倍増の議題項目、及び貿易と気候変動のダイアログに関する議題項目の提案は、この議題書には含まれないが、これは、他の議題項目の下で提起されることに予断を加えるものではないと述べた。締約国は、上記の理解の下、下記の口頭での改定を加えた文書を採択した：

- COP補足暫定議題書(FCCC/CP/2026/1/Add.2)；
- 京都議定書締約国会議(CMP)の暫定議題書(FCCC/KP/CMP/2026/1)；
- パリ協定締約国会議(CMA)の補足暫定議題書(FCCC/PA/CMA/2026/1/Add.1)。

ロシアは、「議長職の発案による締約国主導のCOP 31決定書」という提案に注目、対応する議題項目が無い中で、どうやって合意するのか、疑問視した。COP 31議長のKurumは、議長職が決定書を押し付けるわけではないと保証した。

アフリカングループは、同グループが提案した、適応資金3倍増、GCF、貿易に関する3つの議題項目は必要だと強調した。同グループは、これらはこれまでの合意の議論を蒸し返すものではなく、むしろ、過去に採択された決定書をフォローするものだと強調した。

アンブレラ・グループは、適応資金3倍増の議論を、気候資金作業プログラムの一環として歓迎した。

EUは、「Mutirão」決定書」の弱体化を懸念、多国間交渉では、過去の決定の尊重が求められると述べた。EUは、貿易に関する新たな議題項目の提案を拒否し、貿易と気候変動に関する既存のダイアログはこの問題を議論する適切なフォーラムであると指摘、適応資金3倍増に関する約束を再度述べた。

LMDCsは、適応資金3倍増が独立した議題項目に含まれなかったことを嘆いた。EIGは、新しい議題項目の導入を懸念し、確立済みの問題の審議再開は、少人数の代表団の負担になると述べた。

ネパールは、山岳コミュニティの重要性及び日々課題に直面していることを強調し、共通するが差異のある責任及びそれぞれの能力という原則を想起した。同代表は、COP 31議長職に対し、山岳部が議論に反映されることを要請した。

SBI及びSBSTAの合同開会プレナリーで、締約国は、SBIの補足暫定議題書(FCCC/SBI/2026/18/Add.1)及びSBSTA補足暫定議題書(FCCC/SBSTA/2026/7/Add.1)を、事前協議で合意した通りに採択、持続可能な食事方法促進、及び貿易と気候変動のダイアログという提案は含まれなかった。

作業構成書： 各開会プレナリーにおいて、統治組織及び補助機関は、次の作業構成で合意した。議長職は次の項目に関し協議を招集する：

- 将来会合の日付及び場所；
- UNFCCCプロセスの意思決定；
- ワルシャワ国際メカニズムについてのCOPの権限及びガイダンス；
- 京都議定書の約束の野心引き上げに関するハイレベル閣僚級ラウンドテーブルの報告。

次の項目に関し、COPコンタクトグループを招集する：長期気候資金；条約の下での長期世界目標の定期的レビュー、及び目標達成に向けた進捗状況の定期的レビュー。気候技術センター・ネットワーク(CTCN)の効果的な実施に関する第3回レビューについて、COP非公式協議を招集する。

CMAの下では、次に関するコンタクトグループの会合を招集する：パリ協定第2条1(c)項（資金フローのアラインメント）の実施と、パリ協定第9条(資金)の補足性に関する問題；気候資金作業プログラム。

CMAは、次に関する非公式協議を開催する：

- 毎年のGSTダイアログの報告書；
- 国家決定貢献に関するガイダンス；
- パリ協定第6条2項規定の協力的アプローチ；
- パリ協定第6条4項で設立されたメカニズム；
- パリ協定第6条8項規定の非市場アプローチ；
- パリ協定実施及び遵守委員会の年次報告書；
- パリ協定第6条2項に規定する協力的アプローチに関するガイダンスを実施するキャパシティビルディング。

CMPの下では、クリーン開発メカニズムの問題、及び京都議定書遵守委員会の報告書の問題に関し、非公式協議が」行われる予定。

次の項目に関し、COP/CMA合同コンタクトグループが招集される予定：資金常任委員会(SCF)；GCF；地球環境ファシリティ(GEF)；損失損害対応基金。

適応基金に関し、CMP/CMA合同コンタクトグループが招集される予定。

残りの議題項目は、SBsに送られた。SBsの閉会プレナリーにおいて、議長職は、会議第2週の作業のモダリティ―を提案する予定。

公正な移行作業プログラム及び対応措置に関し、SB合同コンタクトグループが招集される予定。SB合同非公式協議が予定されるのは、次の議題： GGA； WIM執行委員会及びサンチャゴネットワークの合同年次報告書； MWP；農業；技術執行委員会(TEC)及びCTCNの合同年次報告書。

SBSTAにおいて、締約国は、国際航空輸送及び海上輸送で使用される化石燃料からの排出量の審議を延期することで合意した。非市場アプローチに関するグラスゴー委員会については、コンタクトグループを招集する予定。研究及び組織観測、非市場アプローチ枠組、温室効果ガスインターフェース、他の国際機関との協力については、非公式協議が行われる予定。

SBIにおいて、締約国は、資金常任委員会の審議をSBI 66に回すことで合意した。次の項目は保留することで合意した：附属書I締約国の国別報告書に記載する情報についての隔年報告書のとりまとめ統合報告書；非附属書I締約国の国別報告書に記載する情報。事務管理上、資金上、制度上の問題では、コンタクトグループが招集される予定。残りの議題項目は非公式協議で議論される。

オブザーバーの承認： COPは、リストされた全てのオブザーバーを承認することで合意した。（FCCC/CP/2026/2）アゼルバイジャンは、Ligue de l'Enseignement及びProvidence St. Joseph Healthの2つのNGOの承認に関し、締約国の主権と領土を尊重するとの書簡を提出するなら、その承認に反対しないと発言した。

実質的問題の協議

補助機関報告書： 2026年の気候変動と海洋のダイアログの共同進行役は、COP 31での優先項目として次の3件を挙げた：海洋ベースの気候行動をクロスカッティングな気候優先項目に引き上げる；UNFCCCプロセス全体での海洋の考察を高めるというグラスゴー・マンデートの実施を強化する；パリ協定の野心及び実施サイクルに合わせ、ダイアログの多年度ロードマップを策定する。

SB議長らは、山岳と気候変動のダイアログのサマリー報告書(FCCC/CP/2026/INF.1)を提出、気候レジリエンス、水の安全保障、持続可能な開発における山岳地方の重要性など、重要なメッセージに注目した。

ブータンは、気候変動の影響結果は、国民にとり日々の現実となっていると指摘し、ブータンでの氷河湖の決壊による洪水、ネパールでの氷河の崩壊など、最近の出来事に焦点を当てた。MOUNTAIN GROUPは、UNFCCCプロセスの中に、山岳地域の問題を議題として取り入れるよう求め、現在のUNFCCCメカニズムは、山岳地域が直面する課題について、専門的な対応を行っていないとし、山岳地域の脆弱性の認識を高めるよう求めた。

国別報告書： CMPは、SB 61でこの項目が議論されて以後、新たな国別報告書を受け取っていないことに留意した。

TEC及びCTCNの合同年次報告書： COP及びCMAは、SBI 64から送られた決定書草案(FCCC/SBI/2026/15/Add.1)を採択し、2025年報告書を歓迎する。

キャパシティビルディング問題： COP及びCMPは、条約の下での開発途上国のキャパシティビルディング枠組の実施に関する第5回レビュー、及び条約の下での経済移行国におけるキャパシティビルディング枠組実施の第6回レビューに関し、SBI 64提案の決定書草案(FCCC/SBI/2026/15/Add.1)を採択した。

事務管理上、資金上、制度上の問題： COP及びCMPは、SBI 64から送られた決定書草案(FCCC/SBI/2026/15/Add.1)を採択、CMAはCOP決定書を確認した。

附属書I締約国のGHGインベントリのテクニカルレビュー： SBSTAは、附属書I 締約国の2026年GHGインベントリ報告書のテクニカルレビューを第2回隔年透明性報告書のテクニカルレビューの一環として行うと指摘した。

附属書I締約国の国家GHGインベントリ・データの報告書： SBI開会プレナリーで、SBI議長のGardinerは、報告書(FCCC/SBI/2025/20 及び FCCC/SBI/2026/21)に留意することを提案した。ウクライナは、ロシアの提出文書に注目、これには不法に占拠されているウクライナの領土のデータが含まれていると指摘、SBIは、この議題項目の審議延期で合意した。

適応委員会報告書： SBsは、適応委員会の2026年報告書(FCCC/SB/2026/4)を歓迎した。

非附属書I締約国の隔年更新報告書の技術分析に関するサマリー報告書： SBIは、隔年更新報告書の技術分析に関するサマリー報告書に留意した。

実質的な交渉

長期資金： COPコンタクトグループは、Isobel Bartholomew（英国)及びYolando Velasco（フィリピン)を共同進行役として開催され、年1千億米ドルの資金目標達成に向けた進捗状況に関する、資金常任委員会(SCF)の報告書に留意した。(FCCC/CP/2026/10/Add.6-FCCC/PA/CMA/2026/11/Add.6)

SCF報告書に関し、EIG、カナダ、ノルウェー、日本は、報告書記載の推奨事項を支持したが、アフリカングループは反対した。EUは、推奨事項は今後の議論の土台になるとの見方を示した。

COP決定書の要素に関し、EU、カナダ、EIG、日本、英国、ノルウェーは、2022年、2023年、2024年の目標達成を認めるよう求めた。アフリカングループ、LMDCs、アラブグループは、異議を唱え、2020年と2021年では資金の供与も動員も目標に達しなかったと述べた。

アクセスの改善方法では、直接アクセスモダリティ、共通手法論の使用奨励など、多数の提案が出された。締約国は、決定書記載の要素に関し、意見書を提出する予定。協議が続けられる。

廊下にて

UNFCCC事務局長のSimon Stiellは、冒頭、これまでのCOPとは異なる手法をとると発表したが、登録に長時間かかることや、プレナリーでの繰り返しの延期など、これまでと同様のことも起きていた。議題書をめぐる論争は、今や気候交渉では繰り返しおきており、会合前の協議は月曜日の早朝まで続いた。それでも意見の一致には時間がかかり、希望する項目が外されたことを嘆くものもいれば、まったく話題にも上らなかったと不快感を示すものもいた。

ネパールでの氷河崩落による人命喪失に対し、弔意を表明したときは、意見対立も和らいだ。この惑星での困難に対する同情の念も生まれ、ある参加者、1.5℃を上回ることを認める初めてのCOPになったと、述べた。悲観的な声は他にも聞かれ、IPCC議長のSkeaは、IPCCの運用と評判を守るため、支援を求めた。UNFCCC事務局長のStiellは、事務局の金庫は空っぽになりそうだと警告した。交渉担当議長のChris Bowenは、COP 31は「影響結果が出るまさにその瞬間に開催されていると指摘、この事態に立ち上がれるかどうかは、各国次第だと述べた。

Masthead: (Note: On your translations, you may include reference to your name in the third line just after where it says: "The Photographer is Kiara Worth." (i.e. Japanese translation by GISPRI.))

This issue of the *Earth Negotiations Bulletin* © <enb@iisd.org> is written and edited by Jennifer Iris Allan, Ph.D., Beate Antonich, Ph.D., Jennifer Bansard, Bernard Soubry, and Mari Luomi, Ph.D. The Photographer is Kiara Worth. The Editor is Pamela Chasek, Ph.D. <pam@iisd.org>. The *Earth Negotiations Bulletin* is published by the International Institute for Sustainable Development. The Sustaining Donor of the *Bulletin* is the European Union (EU). General Support for the *Bulletin* during 2019 is provided by the German Federal Ministry for the Environment, Nature Conservation and Nuclear Safety (BMU), the Italian Ministry for the Environment, Land and Sea, the Japanese Ministry of Environment (through the Institute for Global Environmental Strategies - IGES), the New Zealand Ministry of Foreign Affairs and Trade, the Swedish Ministry of Foreign Affairs, the Government of Switzerland (Swiss Federal Office for the Environment (FOEN)), and SWAN International. Specific funding for coverage of this meeting has been provided by the EU, the Norwegian Ministry of Climate and Environment, BMU, and the Climate and Energy Fund of the Government of the Grand Duchy of Luxembourg. Funding for translation of the *Bulletin* into French has been provided by the Government of France and the Institute of La Francophonie for Sustainable Development (IFDD), a

subsidiary body of the International Organization of La Francophonie (OIF). Funding for translation of the *Bulletin* into Spanish has been provided by the Spanish Ministry of Ecological Transition, and the Chilean Ministry of Foreign Affairs. The opinions expressed in the *Bulletin* are those of the authors and do not necessarily reflect the views of IISD or other donors. Excerpts from the *Bulletin* may be used in non-commercial publications with appropriate academic citation. For information on the *Bulletin*, including requests to provide reporting services, contact the Director of IISD Reporting Services, Erik Davies <edavies@iisd.ca>. The ENB team at the 2019 Climate Change Conference can be contacted by e-mail at <jennifera@iisd.org>